

# 産業デザイン政策の方向 — 「通商産業研究」より

昭和33年7月

新井真一 通商局デザイン課長

「通商産業研究」第6巻第7号「特集 産業とデザイン」より

通商産業省 大臣官房調査課編集

## 通商産業研究

通商産業大臣官房調査課編集

第6巻 第7号 No.67 1958・7

### 特集 産業とデザイン

巻頭言 吉田剛

産業デザインの進展とその理念 小池岩太郎

産業デザイン政策の方向 新井真一

意匠法の改定をめぐって 松田登夫

意匠盗用問題の現状と対策 高田忠

産業とデザイン (座談会)

国際デザイン会議の提唱 大月栄一

グッドデザイン選定制度 高田忠

輸出振興とデザインセンター

日本雑貨デザインセンター 末吉菊丸

日本繊維意匠センター 野町克利

## 産業デザイン政策の方向

新井真一 通商局デザイン課長

### 1

5月20日に新たに通産省通商局に「デザイン課」が生れた。役所としては思いきった片仮名の斬新な表現を用いたものである。これから何かが画かれようとして、真白いキャンバスが用意されているごとくである。

しかしデザイン行政なるものは今日決して真白いのではない。(キャンバスは決して真白いのではない。)

行政の生態が、いかなる場合もそうであるように、経済実態から生ずる種々の問題の必要に応じてその対応措置が採られてきたのであり、この場合問題は当初局面的であるのが常であるから行政措置もその局面に必要な範囲に限定されて行政担当機関も深甚な考究を俟たずに仕事の分担を負わされてきた場合が多い。いわば経験的に種々の機関が種々の場面で問題の処理に対処してきているといつてよい。しかし経済の動きとその影響およびその包蔵する問題性の広さ、深さによっては、このような場当り的な方法では済まされぬ場合がある。日本産業のデザイン問題は今日まさにそうなのである。

### 2

問題に入る前にまず注意を喚起したい点は、デザイン行政としての実に多くのことが、むしろ多過ぎるほど種々の場面で行われていることである。それは微に入り細を穿っていて、その局面に関する限り日本官僚のあの執拗にして周到な能力が実に遺憾なく発揮されている感がある。

まずその実情を観よう。

通商行政を所管する「通商局」は、ジェトロを実施母体として、まず「海外見本品の収集」およびデザイナーの養成として「海外研究員の派遣」を行うほか、海外向けPR事業として各業種ごとの「海外向け宣伝出版物の買上」を行っている。「百貨店の内外交換展」は日本のデザインを相手国に紹介するとともに、相手国のデザイン動向を知るための事業として、百貨店を実施者としてその指導に当たっている。相ついで起ってくる「意匠盗用問題の処理」、輸出入取引法の「意匠協定」等々はもとよりゆるがせにできぬ仕事であるし、盗用問題の多い海外の工業所有権に対して「輸出貿易管理令の貨物指定」を行い輸出承認の煩しい関門を設けることもある。これらの事は通商局所管の下に、物資原局の協力と必要に応じ特許庁の専門知識とによって処理されている。

周知のように日本の工芸品は中小企業のいわゆるハンドクラフト・デザインとして独自の分野を持つものであるが、中小企業の指導行政を所掌する「中小企業

庁」がデザイン行政に大きな役割を持つてくるのも当然である。そこでは、まず「輸出意匠改善巡回指導」が行われている。デザインの指導講習会である。「輸出振興試作補助」は輸出品の試作費の補助であるが新規の輸出意匠の試作に当然アプライするものである。「特産品の発掘」は外国の有名デザイナーを招致して輸出適格の地方特産品を掘り出そうとするものであり、その一つとして現在日程に上っている、いわゆる「ラッセル・ライト計画」は対米市場の工芸品輸出としては計画らしい内容を持つもので、その実現は注目されている。中小企業庁ではまた種々の「意匠展示会」を行っている。展示会にいたっては次第に理解されて行くように、実に多くの機関が雑多に手をつけている実情であって、このような啓蒙的行政は、決して多すぎることはないかもしれないが、総合性を欠いては、より大きい効果は望めないであろう。また後にみるように府県のこの種行政の中心機関である公立工芸試験場の設備拡充」に対して中小企業庁は「技術指導」のカテゴリーで国家補助を行っている。

物資原局として繊維局、軽工業局がそれぞれ繊維意匠センター、陶磁器および雑貨意匠センターを設立して海外の意匠盗用を防止するため意匠の「保全登録」「輸出認証」「紛争の調停」等の実施を指導しているほか、意匠改善の積極的事業として「海外意匠情報の調査、資料蒐集」「デザインコンクール」「講習会、講演会」を行っている。

特許庁は周知のように工業所有権の財産権公定の主管機関であり、「意匠法の施行」に任じている。その行政は意匠権という無体財産権を設権する国家行為であつて、そのこと自体極めて重要なデザイン行政の一環をなしているが、盗用防止または輸出意匠の改善等の指導行政とは明らかに別個の範疇に属する。ただ意匠の新規性判断における職能的なこの機関の専門知識は盗用判別に有力な助言を与えうることおよび意匠法の施行を通じて把握される内外意匠の情報資料の確保は指導行政への協力者としての立場をも要求することになる。しかし意匠改善の積極行政の担当機関としては、いずれにしても特許庁は適當するものではないが、この点を了解の上で差当り今日までデザイン行政の総括機関としての役割を負わされてきたようであり、「意匠奨励審議会」の運営および「グッド・デザイン」制度の実施に当たってきている。

工業技術院管下の「産業工芸試験所」は去る5日にその三十周年記念式を有意義に挙行了。産工試三十年の歩みは日本工芸三十年の歩みでもあり、工芸指導に国家機関として果してきた役割は大きい。デザインという概念が近来内容的に発展し拡大してきていることはいうまでもないが、当初はせまく工芸品に限定されていたようで、特に日本特産品の育成という観点から国家がむしろ産業指導という立前での役割を果さねばならなかった歴史的な過程につながっている。今日デザインの技術研究の国家機関として「商品分析」「グッド・デザインの研究およ

び見本試作」「内外工芸事情および工芸意匠の調査」「技術者養成」「海外研修生指導」等各般の仕事を行っている。積極的なデザインの指導行政としての仕事をも負わされていて、執行機関としての粋を出ざるをえなくされていることから、前述特許庁の場合と同じようにデザイン行政の中核機関の欠如による点が注意される。

日本生産性本部に「デザイン・チームの派遣」がある。第一回は既に昨年派遣され、その報告書「工業デザイン」は特に米国有力会社がいかにデザイン部門に多くの金と人と時間とを割いているか、トップマネジメントのデザインに対する驚く程の強い関心、米国資本主義経済の進歩の支点が実にグッド・アイデアによる利潤の確保にあることを実例によって示しており、今日の日本経済に示唆するところが大きい。第一回に続いて次々にデザイン・チームの派遣計画が既に立てられているが、この場合もまたデザイン行政の多岐な担当部局の計画立案の錯綜がなくもない。

さらに府県、市町村等の公共団体のデザイン行政の内容は実に多彩である。中小企業庁の業務で触れたように、デザインという場合、工芸クラフト・デザインがその主たる内容を占めてきた今日までの動きにおいては、当然特産品育成の感覚が強く、府県の周到な配慮と広範な事務能力は事実上大きな行政機能を果たすことになっている。ここでは「展示会、講習会」が駆使されている。中には「意匠保全」審議会を設置して地方的に盗用防止措置を実施している府県もあり、また「優良工芸品」の公定を行ってグッド・デザイン地方版の積極策を実施している都市もある。府県行政と中央行政とは一般商工行政においてもそれぞれあるべき分野において協働されつつ全き効果を挙げうる筈であるが、デザイン行政においてもその例外であってはならない。

去る5月、箱根において全国の工芸技術連合総会が三日間にわたって開催され、デザイン課長の発令を受けた筆者は新任即日出席しなければならぬ仕儀になったが、この会合は全国各府県のデザイン担当官会議ともいうべきものであり、終始熱心に有意義な討議が行われた。ただ卒直にいつてデザイン行政が問題となってきたその問題の今日的な意味において府県行政がいかに意味づけられるか、その分野の問題、その活動と限界について一つの省察が加えられねばならぬという漠然とした感じは拭えなかった。以上稍煩しかったが今日のデザイン行政を鳥瞰した。

### 3

今後のデザイン行政の出発は、真白いキャンバスに想を練ってまず木炭のあの快いデッサンのタッチを試みるというようなものではなく、既に描き込まれている

ものの前に立たされている次第は以上のごとくである。新しく描き込むことよりも、まず何よりも描かれているものの整理から始める必要がある。

デザイン行政は実に多岐に細分化されて今日まで行われており、しかもその局面ごとの限界的意味では十分に首肯できるものではあるが、今日にして通覧すれば、いかにも総合性を欠いていることは明らかで、ある分野においてはむしろ過剰ですらあるといえる反面、大きなエアポケットも無くはないようである。このような批判を必要としてきた根本的な要因は、前述したごとくやはりデザインの日本経済における問題性が、既に局面処理の範囲を許容しえなくなってきたのだとみるのが正しい。したがってデザイン問題の今日的意義を究明し、それを正しく理解することから出発する必要がある。

さて新設デザイン課のこれから着手すべき仕事の段界は次の三つのことであろう。第一は、これらの現に実施されている仕事の分野で、わがデザイン課がいかなるタッチをやるべきかの問題 — 現行政機関との事務調整の問題である。

第二は、それぞれの行政機関がその局面の必要から実施してきている各般の仕事の整頓 — その仕事が当該機関で行われることが妥当であるかどうか、各機関の仕事の間に重複がないか等の、いわば組織と行政事項との交通整理の問題である。

第三はデザイン行政の真空地帯の発見とその有効な補てんである。

以上三つの問題のいずれにも、デザイン課新設の狙いであるデザイン行政の総合性の活発な発揮は一貫した根本の考え方でなければならないし、このためにはデザイン行政の正しい理念をはっきり確立しておく必要も大いにある。

ところで第一の問題既存行政機関とデザイン課との事務調整の問題であるが、この場合われわれはデザイン行政の総合企画に任ずべきデザイン課の本領を見失ってはならないことは終始注意を要することで、いやしくも個々の実務に埋没してはならないとともに、実態から浮遊してもいけない。問題の所在とその正しい判断を常に維持しつつ、それぞれの機関が十分にその機能を発揮して貰うことが肝要である。

第二の交通整理はそれぞれの機関に対する十分な正しい理解に立って行わなければならない。この場合現在ある姿とあるべき姿とのギャップから、各機関相互の大局的な判断と協力を大いに必要としなければならないことはもちろんであるが、また相当の抵抗を覚悟しなければならないであろう。現実動いている組織と行政であるからには、たとえ今日やや、不合理の点が存在していても、相当長い経験もあることであろうから、このアプローチは時間をかけなければならないであろう。しかし少なくともこれ以上不合理になることは厳に是正されねばならぬ。

第三の問題—デザイン行政のエアポケットについては、これはヴィヴィッドに最大限の活動がデザイン課に期待される。これは創造的な仕事である。日本産業の今後の健全な繁栄のために有効と考えられるデザイン行政を創造し推進して行

くことに最大限の努力を払わなければならない。デザイン問題の正しい所在をしつかりと掴みその中核を突かなければならない。これは新しい行政分野である故に、まず官民の有識者の意見を広く聞く必要が特にある。しばらくデザイン課はこの意味で大きな広い耳となる積りである。

#### 4

さて今後補てんすべきデザイン行政の施策内容なり、その方向性については暫らく思考の時間を頂かねばならないが、問題点として気をつくものを列記してみると第一にデザイン行政の理念の確立である。デザイン行政の体系化なり総合調整の緊要性については前述したが、そのためには当然明確な考え方の確立が先行されなければならぬ。

世界貿易市場は平時の調整課程に入り、バイヤースマーケットが恒常化しつつあって、輸出競争もはげしくなってきた。

デザイン盗用問題にしても被害品の追究はきびしくなろうし、積極的な輸出増大のためにもオリジナルデザインによる高い外貨獲得が、今後のわが国輸出の重要な眼目の一つにならなければならないであろう。根本問題は、わが国産業のデザインに対する長い間の安易な消極的な考え方の転回である。

1929年の世界恐慌は欧米諸国の企業経営に本格的な「デザイン」の重要な役割を認識させたようで、産業革命以来の商品に大きな形態上の変革をもたらした。近代的なインダストリアル・デザインはその後さらに種々の課程を経なければならなかったが「デザイン」に対する努力と効果が、資本主義生産と流通の大きな支柱であるという考え方およびその実行が既に爾来経営の大きなアクティヴイテイになっている。このような「デザイン」認識の点では、わが国は明らかに後れている。

わが国産業の国際競争力の培養は「良質廉価」という標語に終始してきた。今日さらに一つの重要な要素が加えられねばならなくなっているのである。優れた「デザイン」による日本商品の競争力の伸張。あるいは「デザイン」による輸出品の高級化。デザイン行政の出発はこの理念から大きく強いステップを踏み出さなければならぬと考えられる。

第二は "The Industry is the best Patron of Design" ということである。デザイン問題をデザイン専門家間の問題から産業のトップ・マネジメントのデザイン問題へと送り込むことである。産業界がデザインに、いかほどのコストを割いているかが問題であって、海外先進国と比較すればそのみじめさはおのずから明らかなるところであろうが、それだけわが国産業のデザインに対する安易な考え方が存在している。およそ産業とデザインとの接触は、盗用防止という消極面に



限られやむをえぬマイナス面の糊塗としての場面でしかなかったようである。第一で述べたデザインの積極面の問題を、もつと産業界の重要舞台に強く押し上げて行くことが必要ではないか。

この場合あるいは講演会等の活動が地味な行政として必要であろうけれど、問題を鮮明に展開させるためにもっと有効な施策はないものか。長く歪められた事態を正常化するための誘導政策として、ややどぎつい嫌いはあるが、デザインはもうかるといふ直接的な報奨施策が一時的に採られる必要があるかも知れない。あるいは企業のデザイン・コストを軽減するための国家の補助等も、効果判定の明らかに予定される筋のものであれば、この際大胆に行う必要もあろう。

まさしく “ Industry is the best Patron of Design ” であって、産業界のデザイン・マインドが振起されることによって天下に良きデザイナーも育成されるであろうし、大学にデザイン講座の開設も日程に上ってくる次第であると考ええる。欧米におけるデザイナーの地位の高さは一日にして成ったものではない。

前述の点と同じことになるが別の側面からとらえた問題として、盗用防止の根本的な対策の樹立がある。

盗用の防止にいかにか周倒な措置をやったところで盗用問題の根絶は期し難いのであって、独自のデザインの振興が裏付けにならない限り、盗用阻止はせいぜい輸出阻止を結果することにもなりかねないであろう。現に輸出取引法に意匠協定の明文があって業界の総意さえまとめれば有効な措置も用意されているにもかかわらず、そのような自発的協定に足並が揃わないのは、この辺の事情によるものである。巧妙な盗用がなければ輸出できないというみじめな日本輸出産業の実態にスポットを当てなければならない。

按ずるに日本産業自体が明治以来先進欧米諸国からの受動的な吸収の歴史であった。デザインもその例外でありえず、よいデザインとは欧米的デザインであったのである。このような環境の下では、一刻も早く欧米のデザインを知って、これを巧妙に模倣することが有能な企業家の仕事であっただろう。輸出においてはとりわけ然りである。デザインに特色がない限り値段で競争しなければならない。日本商品の廉価主義は日本が自ら買った悲劇的な役割であったともいえる。

われわれが日常目にする商品のデザインは、たしかによく来たといわれるが、これも見方によっては外国商品によく似てきたことになるのであるのか、ないのか検討の要があるくらいである。このような不信さえ湧いてくるのは長い間習癖づけられた日本産業のデザイン模倣の傾向の根強さを痛感するからだ。

日本の陶磁器は世界の優秀な工芸品であり、その伝統的な美しさは高く評価される筈であるが、さて輸出向となると毒々しくバタ臭くなって詰らぬものに墮してしまうのはいかなることなのであろうか。最近の北欧陶磁器に日本古代の素焼の、あのにぶい白さの簡明な形を生かしたものがあるが、日本が自らのよいものを忘



れていた態度をきびしく皮肉っているようだ。パリの飾窓の前で日本の浴衣模様の洗練された美しさに通うものを痛感した筆者の個人的経験も回想される。もとよりデザインは素朴なエキゾチズムではない。近代生活の合理性にマッチした機能と形態との融合の上にあられる簡明な美しさである限り、新しい創造でなければならないが、よき伝統はよく生かされなければならない。

今日海外では「日本ブーム」が起りつつあるという声を聞く。もとよりこれを素朴に受取るとは危険で「日本ブーム」なるものの実態を検討する要はあるが、ともあれ模倣と低俗への迎合を続けてきた日本産業のデザインに対して、これは何という皮肉な現象であることか。われわれは自らの持っている過去の美しいものを再発見するとともに、何よりも将来に対して、われわれ自身の優れたデザイン能力を再認識して、まず創造への自信を吹復しなければならない。

このように意匠盗用の現象防止に追われることなく、透徹した観点からの盗用防止の根本対策の樹立に連続した視点を当てて行かねばならぬことである。

第四点はデザインの盗用防止そのもの対策だ。日本産業がデザイン創造をなすう段界へ到達するには、今まで模倣の時期が長かっただけに、今後に相当長い期間をみておかねばならぬ事も容易に想像できることである。それは想像以上に長い時間がかかると覚悟しなければならぬかも知れない。この間やはり枚挙に暇なく盗用問題が続くであろう故に、この消極対策に万全な措置を準備しておかねばならぬこともいうまでもない。今日この局面処理には種々の施策が実施されていることは前にみたところであるが、なお大きな問題が残されているようである。意匠法による意匠保護は当事者間の損害賠償の問題にこそなれ、輸出停止効果は発生しない。また輸出入取引法の意匠協定は多数の自主的な協定がベースに行われなければ一步の前進も不可能である。業界がそれを望んでいることと、デザイン盗用を防止することは論理的に連けいしているものではなく、海外貿易の振興上、業界が望んでいなくとも盗用防止をやらねばならぬことは、あたかも輸出品の検査強制に似ている。意匠については国家活動のさらに能動的な介入が必要ではないか。

しかしこの点は単に机上理論に走ることなく、業界の実態をよく把握してかかればならぬところに、現実行政の難しさがある。

最後にクラフト・デザインとインダストリアル・デザインの問題である。クラフト・デザインはハンドクラフトによるデザインで大雑把には「工芸」で概念づけられるものをいう。クラフト・デザインとインダストリアル・デザインとの概念規定をここで一義的に定めることは筆者の能力を超えるが、機械等、機能するもののデザイン、機械生産されるもののデザインは、インダストリアル・デザインの特長づけの有力な要素となろう。クラフトが中小企業であるのに対し、インダストリアルが大企業のものであると聞えることも一つの通俗的な論点である。

いずれにせよ、この両者のデザイン問題はその問題の所在が明らかに異なるとともに、その処理の仕方なり指導方針も違うものである。従来デザインといわれる場合往々にしてクラフトデザインないしは工芸を意味したことが多く、自然デザイン問題もクラフト問題であることが多かったようである。しかしインダストリアル・デザインが新しく大きな問題として登場してきている今日、余程この両者を弁別しておかないと議論の混迷に陥る。

クラフト・デザインにおいては前にみたごとく、わが国としては優れた伝統を有しており、その日本的な美しさに対して 今日世界的な評価が新しく生れつつある事情も前述した通りであって、この分野においてはデザインそのものの改善は、おのずからわが国独自なものへの再認識とその近代化への方向がとられるべきであろう。なお、この分野の商品は雑貨、陶磁器、織物等のごとく、およそデザイン要素そのものが商品の重要な基本要素である故に機械における機能要素の主要性との対比においてその担当企業は自然にデザイン意識の昂揚されていることも、インダストリアルの場合と対照的な点であろう。ただ中小企業である故にそのデザイン創造の資金、技術、能力の余裕がないことに起因する不備な事態の改善面に国家的な指導援助の及ぶべき点がある。また小資本による簡単な生産化から過当競争に陥りやすいし、反面多量の受注に応じえないこともある。このような一般通産行政をも含めた中の広い調整措置もこの場合重要である。尤も過当競争に関する限り、インダストリアルの場合にも同じ運命をまぬがれるものではない。

インダストリアル・デザインの対象商品はわが国においては今日まで機能が主要な課題であっただけに、デザイン意識は極めて低調であって、この点では1929年以來大きな展開を始めた欧米先進国のそれに比較して二十年の後れが明らかに存するといえる。この分野ではデザイン意識の昂揚が最も問題である。グッド・デザインが、いかに実り多いビジネスを生むかの認識を徹底させることが第一の問題となろう。

いずれにせよ新しいデザイン行政の出発に当ってクラフト・デザインとインダストリアル・デザインの両者の明晰な弁別を念頭においておくことは強調されねばならない。(通商局デザイン課長)